

8 希望する人が希望する人数の子どもを持つ社会の実現について

国が取りまとめた「少子化社会対策大綱」の目標として、若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率である「希望出生率 1.80」の実現が掲げられているが、令和 3 年の合計特殊出生率は 1.30 と遠く及ばない状況となっている。

また、国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「第 16 回出生動向基本調査」によれば、夫婦が理想とする子どもの人数は 2.25 人であるが、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」、「自分の仕事に差し支える」等の理由から、実際に予定している子どもの人数は 2.01 人と乖離が生じており、現状では、「希望する人が希望する人数の子どもを持つ社会」となっている。

こうした状況を開拓するためには、若者が理想とする人数の子どもを持つことへの障壁となっている、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減し、若者の経済基盤の安定を図るだけでなく、キャリア形成と出産育児が並行して実現できる働き方への見直しなど、社会構造自体を大胆に変革していくことが必要である。

については、「希望する人が希望する人数の子どもを持つ社会」の実現に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 出産育児一時金の額の引上げによる、出産費用負担への支援の強化を図ること。
- 2 子どもを持つ世帯（特に多子世帯）に有利な税制・保険・年金制度等を充実すること。

- 3 子どもの医療に関する全国一律の子どもの医療費助成制度の創設や、小学生以上の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全廃、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置対象年齢の拡大及び軽減額の拡充を図ること。
- 4 男性の出生時育児休業（いわゆる男性版産休）を含めた育児休業取得促進に向けた対策の強化、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充を図ること。
- 5 長時間労働の是正やテレワークの推進など多様で柔軟な働き方の企業への導入を促進するなど、子育てにやさしい職場風土の醸成を促進すること。